日生協企業年金基金

年金りため

2022年9月



ホームページにも掲載しています。

マイナンバー制度への対応について

2016年1月よりマイナンバー(個人番号)制度が開始され、基金が税務署・市区町村へ提出する「公的年金等の源泉徴収票」に2017年1月から年金受給者のマイナンバーを記載する必要があります。

基金では皆様のご負担(マイナンバー関係書類の提出等)を軽減するために企業年金連合会を通じてマイナンバーを取得させていただいております。但し、何らかの事情により取得できなかった場合は、当基金より皆様に確認させていただきます。

なお、マイナンバーが変更された場合は、当基金へご連絡い

ただけますようお願いします。

- ※1 年金受給者のマイナンバーについては、当基金の年金又は一時金の給付に係る源泉徴収票作成事務においてのみ使用します。
- ※2 企業年金連合会は、厚生年金保険法及び確定給付企業年金法に 基づき厚生労働大臣の認可により設立された法人で、厚生年金 基金や確定給付企業年金を脱退された方の年金原資を一元的に 管理し給付する事業を行っています。また、住民基本台帳ネッ トワークより取得した情報の企業年金基金への提供なども行っ ています。

当基金は、法令及び基金規約に基づいて企業年金連合会と業務 委託契約を締結し、マイナンバー情報を提供して頂いています。

基金の現況

2022年3月末

当基金には、第1制度と第2制度があります。

○第1制度:第1制度は基金の全加入事業所が実施しています。

2005年4月1日に『日生協厚生年金基金』から『日生協企業年金基金』へ移行しました。(公的年金である厚生年金を代行していた部分を国に返上し、厚生年金に上乗せしていた部分を引き継ぎしました。)この移行した制度が第1制度です。

物110/に側皮が光に側皮です。

○第2制度:第2制度は基金の加入事業所のうち、任意の事業所

が実施しています。2012年3月末に廃止された税制 適格退職年金制度及び各生協の退職金制度の受け皿

として2010年12月1日に新設した制度です。

事業所数(件)

第1制度	394
第2制度	198

加入者数(人)

	男 子	女 子	計
第1制度	26,674	22,364	49,038
第2制度	11,413	4,208	15,621

平均掛金月額(円)

	男 子	女 子	計
第1制度	4,308	3,299	3,848
第2制度	14,798	12,152	14,103

※第1制度は平均標準給与月額に1.2%を乗じて算出しています。

年金受給者数(人)

	男子	女 子	計
第1制度	1,370	1,470	2,840
第2制度	252	82	334

福祉給付(件数:人、金額:千円)

(自2021年4月 至2022年3月)

표 수 교 탕 스	件 数	38
死亡弔慰金	金 額	1,140

年金給付(件数:人、金額:千円)

		第1制度	第2制度	
老齢給付金	件	数	1,322	323
20 MD ND 1.3 立正	金	額	314,228	172,975
5年年金	件	数	412	64
3 ++	金	額	149,419	44,856
10年年金	件	数	688	128
1044	金	額	139,888	60,731
15年年金	件	数		48
13442	金	額		29,409
20年年金	件	数	222	83
20	金	額	24,921	37,978
第一経過年金	件	数	906	
分 	金	額	12,846	
第二経過年金	件	数	164	
为一性过于亚	金	額	31,696	
旧加算年金	件	数	938	
口加昇干並	金	額	96,290	
他制度から	件	数		11
承継した年金	金	額		9,019

一時金給付(件数:人、金額:千円)(自2021年4月 至2022年3月)

			第1制度	第2制度
脱退一時金	件	数	1,501	444
加及 町並	金	額	557,622	628,911
選択一時金	件	数	528	329
医八 町並	金	額	1,007,907	2,268,566
遺族給付金	件	数	43	13
退水和 加亚	金	額	55,183	55,830
第一経過一時金	件	数	38	
为一社则一时並	金	額	3,036	
他制度から承継	件	数		1
した一時金	金	額		4,463

年金と税金

基金がお支払いする年金は公的年金等の雑所得に含まれ、所得税及び復興特別所得税(以下、「所得税」といいます。)と住民税が課税されます。

基金は年金を支払う際に所得税を源泉徴収することになっていますので、個人で確定申告を行って税金の過不足をご精算ください。

また、住民税は納税通知に基づいて個人で納めてください。(お勤めされている場合は勤務先が特別徴収し納めます。)なお、65歳以上の方は老齢基礎年金等から住民税が特別徴収されます。

◎年金課税のしくみ

- ①国や基金からの公的年金等の収入金額から公的年金等控除額(表1)を差し引き、公的年金等にかかる雑所得額が算出されます。
- ②他に所得がある場合はその所得と①を合算した金額から所得控除額(表2)を控除して、課税所得金額が算出されます。
- ③課税所得金額を所得税額の速算表(表3)に当てはめて、所得税額が算出されます。
- ※ 住民税は前年の所得に応じた所得割(税率一律10%)と地域に居住することにより一律負担となる均等割(金額は自治体によって 異なります。)があります。

表1 公的年金等控除額(※)

受給者	年金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
の年齢	牛並領(A)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
	130万円以下	60万円	50万円	40万円	
65歳	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	
未満	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円	
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
	330万円以下	110万円	100万円	90万円	
65歳	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円	
以上	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円	
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円	
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	

表2 主な所得控除額

工 57710 江水田				
控除の種類	控除額			
基礎控除(※)	最高48万円			
	扶養親族が19歳~22歳 63万円			
扶養控除	扶養親族が70歳以上 48万円			
(配偶者以外)	扶養親族が70歳以上の同居老親 58万円			
	上記以外の16歳以上の扶養親族 38万円			
配偶者控除	最高38万円(70歳以上の配偶者48万円)			
生命保険料控除	生命保険料の種類と金額に応じ最高12万円			
医療費控除	最高200万円			
社会保険料控除	支払保険料全額			

(※)2018年度税制改正により、2020年分から公的年金等控除・基礎控除 等が見直されました。(基礎控除が10万円引き上げられた代わりに公的 年金等控除が10万円引き下げられることになりました。

表3 所得税額の速算表

771 1-0 170 HX 1-0 X2 71 2-0	
課税所得金額(A)	所得税額
195万円以下	((A)×5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	((A)×10%-97,500円)×102.1%
330万円超 695万円以下	((A)×20%-427,500円)×102.1%
695万円超 900万円以下	((A)×23%-636,000円)×102.1%
900万円超 1,800万円以下	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%
4,000万円超	((A)×45%-4,796,000円)×102.1%

 公的年金 等の収入
 - 公的年金等 控除(表1)
 - 所得控除 (表2)
 = 課税所得 金額

 所得税の課税 所得金額
 × 所得税率
 - 税額控除額
 = 所得税額

◎扶養親族等の申告書の提出

公的年金については、日本年金機構から毎年11月頃に送付される「扶養親族等申告書」を期限までに提出されると、公的年金等控除、配偶者控除などの所得控除が適用されたうえで、所得税が源泉徴収されます。

確定給付企業年金法に基づく基金の年金は、所得税法の 定めにより扶養申告書等の申告書を提出することはできず、 支給年金額から一律7.6575%(所得税率7.5%に復興特別所 得税を加算)の所得税を源泉徴収することになっています。

◎確定申告による精算と手続き

基金の年金は、お支払いの際に一律7.6575%の所得税を源泉徴収していること、また社会保険料控除や医療費控除などを受けることができないことから、確定申告で所得税の過不足をご精算ください。

確定申告は、1月~12月の1年間に生じたすべての所得について、翌年2月16日~3月15日の間に行う必要があ

り、確定申告に必要な当基金の「公的年金等の源泉徴収票」 は、毎年1月末に発送しますのでご確認ください。

なお、確定申告の詳細については税務署発行の「確定申告の 手引き」や国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/) 等を ご参照ください。

2021年度 決算等のお知らせ

2021年度の資産運用は、修正総合利回り1.95%と予定利率を上回るプラス実績を確保しました。

これにより当年度の収入は掛金等収入49億円と運用収益20億円を合わせた約69億円となり、総資産は約1,045億円となりました。

また、この積立状況に基づいて財政検証を行った結果、全ての基準値を上回り、基金財政の健全性が保たれていることを確認しました。

給付費

2021年度(2021年4月1日~2022年3月31日)の収支状況は

事業主が支払った掛金等

年金資産運用に よる収益

前年度以前の給付費(移換金)の 取消等の額 収入 6,888百万円

掛金等収入 4,902百万円

運用収益 1,986百万円

特別収入 0.75百万円

支出 6,888百万円

3百万円 年金・一時金を支 給した額(移換額

を含む)

信託銀行・生命保 険会社等に支払っ た運用手数料・業

務委託費等

運用報酬等 349百万円 •

5.379百万円 •

責任準備金増加額 1,159百万円 •

特別支出 0.56百万円。

責任準備金が前年 度より増加した額

前年度以前の掛金 の還付等の額

2021年度末(2022年3月31日現在)の年金資産の積立状況は

資産 104,547百万円

年金資産 104,547百万円

/信託資産 80,751百万円 保険資産 22,651百万円 預貯金等 1,145百万円 負債 104.547百万円

責任準備金 91,134百万円 •

将来の年金給付の ために現時点で保 有していなければ ならない額と財政 悪化に備えた準備 金を合わせた額

未払給付費などの 支払準備金

支払備金等 1,256百万円 ◆ 別途積立金 12,156百万円 ◆ 前年度末までに積 み立てた剰余金

※2020年度決算より、法律改正に基づく新しい財政運営基準を反映した決算報告となっています。

将来の給付支払いへの備えを「責任準備金」として積み立てていますが、それに加えて、災害やパンデミック・金融危機等の影響による財政悪化に備えて一定額までさらに積み立てすることが可能となっています。(一定額を超えると、その額が剰余金となります。)当年度において剰余金は発生しておりませんが、その分準備金が積み増され基金財政は更に安定したものとなっております。ご安心ください。

安心できる年金給付のために 2つの検証 で積立状況をチェック

皆さんの将来の年金給付を確かなものとするために、基金では毎年度、保有する資産について「継続基準」と「非継続基準」という2つの基準で積立状況をチェックしています。「継続基準」による検証では、基金が今後も継続していくことを前提として年金給付に必要な積立金が確保されているかどうかを検証し、「非継続基準」による検証では、制度が当年度末時点で終了すると仮定した場合に年金給付に見合う積立金があるかどうかを検証します。

区分		基 準 値	
似 结 甘 淮	純資産額	103,291百万円 = 1.13	1.00以上
継続基準	責任準備金	91,134百万円 = 1.13	1.00以上
非継続基準	純資産額	103,291百万円1.18	1 00N F
升 凇 机 圣 牛	最低積立基準額	86,995百万円 = 1.18	1.00以上

当基金におきましては、監事2名による内部監査に加え、監査法人による外部監査を受けております。 2021年度決算の監査結果につきましては、会計上の重要な問題はありませんでした。

各種届出の お願い

年金を受け始めてから、次の①、②に該当した場合は、まず、日生協企業年金基金宛(03-3497-0881)に電話でご連絡ください。

①住所・受取方法・氏名を変更する 場合の手続き

住所や氏名が変わったとき、年金の受取口座を変えたいときは「年金受給者住所・受取方法・氏名変更届」を基金にご提出ください。

変更届は「年金のしおり」にありますが、使用または紛失等によりお手元に無い場合は基金宛にご連絡ください。

②年金受給者の方が亡くなられた 場合の手続き

年金受給者の方が亡くなられた場合、ご遺族の方は基金へご 連絡ください。 ご連絡が遅くなりますと、年金の過払いが発生し、後日ご 遺族の方からご返金いただく場合があります。

③現況届について

「現況届」の提出は原則不要です。

年金受給者の方の現況は、住民基本台帳ネットワークの情報 により確認させていただいておりますので、この情報により確認 がとれた受給者につきましては、「現況届」は提出不要です。

ただし、この情報で確認できなかった年金受給者の方につきましては、誕生月の前月末に基金から「現況届」をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ切手を貼付けて誕生月の末日までにご提出ください。

なお、指定期日までにご提出がない場合は、年金のお支払い が一時止まりますのでご留意ください。



傷の手当て

うっかり手や足などにケガで傷を負ったときに適切な応急手当を行わないと、傷口が化膿してしまったり破傷風のような重い 病気を招いてしまうこともあります。

応急手当の基本は3つ

応急手当の基本は、①出血を止める、②細菌感染を防ぐ、③痛みをやわらげることです。まず止血したら傷口の汚れをきれいにし、傷の表面を保護しましょう。傷をきれいに治すためにも適切な応急手当が大切です。

■止血方法(直接圧迫止血)

出血している傷口にハンカチなどを 当て、その上から手のひらで強く押 さえてしばらく圧迫します。感染防 止のためビニール手袋か、なければ ビニール袋の使用が望ましいです。



カサブタを作らずに傷を治す

従来は傷口を乾燥させて、できたカサブタが自然にはがれるのを待って治す「ドライヒーリング」が一般的でしたが、近年では患部を湿ったまま密封する傷ケア方法「モイストヒーリング」が注目されています。

- ■モイストヒーリングのメリット
- 傷が早く治る
- ・傷跡が残りにくい
- ・感染のリスクが低い ・痛みが少ない
- ■家庭でできるモイストヒーリング
- ①傷口を水道水で洗う
- ②傷口を押さえて止血する
- ③絆創膏*で傷口を保護する
- *傷口の乾燥を防ぐため、 市販の高機能(体液を保 持する素材の)絆創膏を 貼って保護します。

すり傷・切り傷の応急手当



●出血が少なく、傷口が土や泥で汚れている場合は水道水などでしっかり洗い流す

※十分に洗浄できれば消 毒は不要です ②傷口に滅菌ガーゼ をあてて軽く押さ えて止血する

※軽い出血なら2~3分で OK

3絆創膏や滅菌ガー ゼで傷口をふさぐ

※化膿防止や治りを早く するためにも、絆創膏 やガーゼはこまめに取 り替えましょう

※その際に傷口を流水で 洗うことも常に心がけ ましょう

刺し傷の応急手当

- ●傷口にとげなどが刺さった 状態で一度消毒
- ②ピンセットや毛抜き、消毒し た針などで抜く



※周囲に穴の開いた硬貨を押し付けたりすると、先端が浮き上がってきて 抜きやすくなります

- ❸傷口の周囲を押して血を絞り出す
 - ※傷口についた菌を出すため

∖こんな時は病院へ /

- *ガラスの破片などが深く刺さっ た場合は、取り除かずにそのま ま固定して病院へ。
- *汚れたくぎなどが刺さった場合 も必ず病院へ。

日生協企業年金基金

発行日 2022年9月22日

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階

☎03 (3497) 0881 FAX 03 (3497) 0882 https://www.nisseikyoukikin.jp/

E-mail: coopkikin@work.odn.ne.jp

お電話のおかけ間違い等のないように十分ご注意ください。